

救急業務実施基準の一部改正

救急業務実施基準（昭和三十九年自消甲教発第六号）の一部を次のように改正する。

第十二条の次に次の一条を加える。

（口頭指導）

第十二条の二 消防長は、救急要請時に、指令室又は現場に出動途上の救急自動車等から、救急現場付近にある者に、電話等により応急手当の協力を要請し、その方法を指導するよう努めるものとする。